

## 薬草を活用した官民協働事業に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と養命酒製造株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が実施する、薬草を活用した官民協働事業（以下「協働事業」という。）に関する基本的事項を定めることにより、本市における薬草に関連する資源の活用を行い、本市の魅力向上を図ることを目的とする。

（協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、協働事業を行うものとする。

- （1）薬草を通じた新たな賑わいの創出に関すること。
- （2）市の歴史と薬草への理解による、郷土愛及び健康意識の醸成に関すること。
- （3）薬草文化の普及及び啓発を通じた市のイメージアップに関すること。
- （4）薬草の産業化による地域経済の発展に関すること。
- （5）水戸市植物公園（以下「市植物公園」という。）の薬草園の整備及び維持管理に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、適宜協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。

（薬草園の整備及び維持管理）

第4条 甲は、協働事業のシンボルとして、第2条第1項第5号に掲げる薬草園の整備及び維持管理を行うものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の整備及び維持管理に要する経費に充てるため、協定締結日の属する年度から平成32年度までの各年度ごとに、2,000,000円を寄附するものとする。

（薬草園の呼称）

第5条 甲及び乙は、別紙に掲げる市植物公園の薬草園を、「水戸 養命酒薬用ハーブ園」と呼称する。

2 前項の呼称は、平成29年4月29日から平成33年3月31日まで使用することとし、その後の呼称については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

3 甲及び乙は、前項の期間内に第5条第1項の呼称を変更しないものとする。ただし、やむを得ない理由により当該呼称を変更する必要がある場合は、甲・乙協議のうえ、その可否を決定するものとする。

（個別協議）

第6条 第2条各号に掲げる協働事業の具体的内容は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、協働事業について知り得た秘密を他に漏らし、又は第1条の目的以外の目的のため使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

（疑義の決定等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年7月25日

甲 茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市  
水戸市長 高橋 靖

乙 東京都渋谷区南平台町16番25号  
養命酒製造株式会社  
代表取締役会長 川村 昌平